# 議案第44号

羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例

羽生市公共下水道条例(昭和58年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

#### 改正後

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
  - $(1) \sim (18)$  (略)
  - (19) 使用月 下水道使用料徴 収の便宜上区分されたおおむね<u>2</u> <u>か月</u>の期間をいい、その始期及び 終期は<u>規則</u>で定める。

(排水設備の接続方法及び内径等)

- 第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行うときは、次に定めるところによらなければならない。
  - (1) 市の公共下水道に下水を流 入させるために設ける排水設備 は、公共下水道の取付管<u>その他の</u> 排水施設(法第11条第1項の規 定により又は同項の規定に該当し ない場合に所有者の承諾を得て、 他人の排水設備により下水を排除 する場合における他人の排水設備 を含む。以下この条及び次条にお

### 改正前

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ</u>当 該各号に定めるところによる。
  - $(1) \sim (18)$  (略)
  - (19) 使用月 下水道使用料徴 収の便宜上区分されたおおむね<u>2</u> 月の期間をいい、その始期及び終 期は<u>規則</u>で定める。

(排水設備の接続方法及び内径等)

- 第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行うときは、次に定めるところによらなければならない。
  - (1) 市の公共下水道に下水を流 入させるために設ける排水設備 は、公共下水道の取付管、その他 の排水施設(法第11条第1項の 規定により又は同項の規定に該 しない場合に所有者の承諾を れた、他人の排水設備により下水 排除する場合における他人の排水 設備を含む。以下この条及び次条

いて「取付管等」という。)に固| 着させること。

 $(2) \sim (5)$  (略)

(工事指定店の指定の申請)

第6条の2 (略)

2 次条第1項の指定を受けようとす る者は、規則で定める申請書に次に 掲げる事項を記載して市長に提出し なければならない。

(1) • (2) (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書 類を添えなければならない。

 $(1) \sim (6)$  (略)

4 次条第3項の指定の更新の申請に 関し必要な事項は、規則で定める。

(責任技術者)

第6条の4 (略)

2 (略)

3 責任技術者は、他の工事指定店の 責任技術者を兼ねることができな V)

(責任技術者の登録の申請)

第6条の6 (略)

2 前条第3項の登録の更新の申請に 関し必要な事項は、規則で定める。

(責任技術者証)

第6条の8 (略)

2 · 3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、責 任技術者証の書換え交付又は再交付 に関し必要な事項は、規則で定め る。

(責任技術者変更の届出等)

第6条の9 責任技術者は、住所、氏 | 第6条の9 責任技術者は住所又は氏

において「取付管等」という。) に固着させること。

 $(2) \sim (5)$  (略)

(工事指定店の指定の申請)

第6条の2 (略)

2 次条第1項の指定を受けようとす る者は、羽生市排水設備工事指定店 規則(平成13年規則第24号。以 下「工事指定店規則」という。)で 定める申請書に次に掲げる事項を記 載して市長に提出しなければならな い。

(1) • (2) (略)

3 前項の申請書には次に掲げる書類 を添えなければならない。

(1)~(6) (略)

4 次条第3項の指定の更新の申請に 関し、必要な事項は工事指定店規則 で定める。

(責任技術者)

第6条の4 (略)

2 (略)

3 責任技術者は他の工事指定店の責 任技術者を兼ねることができない。

(責任技術者の登録の申請)

第6条の6 (略)

2 前条第3項の登録の更新の申請に 関し、必要な事項は工事指定店規則 で定める。

(責任技術者証)

第6条の8 (略)

2 • 3 (略)

| 4 前3項に規定するもののほか、責 任技術者証の書換え交付<u>、再交付</u>に 関し必要な事項は、工事指定店規則 で定める。

(責任技術者変更の届出等)

名その他規則で定める事項に変更があったとき<u>又は</u>責任技術者としての職務を<u>休止し、若しくは廃止したときは、規則で</u>定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事指定店指定証)

第6条の10 市長は、工事指定店と して指定を行った排水設備工事の事 業を行う者に対し、<u>規則で</u>定める排 水設備工事指定店指定証(以下「工 事指定店証」という。)を交付す る。

2 · 3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、工 事指定店証の再交付に関し必要な事 項は、規則で定める。

(工事指定店変更の届出等)

第6条の12 工事指定店は、営業所の名称<u>若しくは</u>所在地その他<u>規則</u>で定める事項に変更があったとき<u>又は</u>排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、<u>規則</u>で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止しているその使用を再開しようとするとき又は使用を再開しようときは、当該使用者に変更があったときは、当該使用者は、規則で定めるところに届けり、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第14条 (略)

2 前項の使用料は、隔月に納入通知 書により徴収する。ただし、市長が 必要があると認めたときは、この限 名その他工事指定店規則で定める事項に変更があったとき、又は責任技術者としての職務を休止又は廃止したときは工事指定店規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事指定店指定証)

第6条の10 市長は、工事指定店と して指定を行った排水設備工事の事 業を行う者に対し、<u>工事指定店規則</u> に定める排水設備工事指定店指定証 (以下「工事指定店証」という。) を交付する。

2 · 3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、工 事指定店証の再交付に関し必要な事 項は、工事指定店規則で定める。

(工事指定店変更の届出等)

第6条の12 工事指定店は、営業所の名称及び所在地その他工事指定店規則で定める事項に変更があったとき、又は排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、工事指定店規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするとき、並びに使用者に変更があった時は、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第14条 (略)

2 前項の使用料は、隔月に納入通知 書により徴収する。ただし、市長が 必要があると認めたときはこの限り りでない。

3 (略)

(使用料の算定方法)

- 第15条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表3の区分による基本使用料と超過使用料の合計額に消費税法 (昭和63年法律第108号)の規定により算出された消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出された地方消費税の額を合算した額とする。この場合において、10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 (略)
- 3 使用月の中途において、使用者が 公共下水道の使用を<u>開始し、休止</u> し、又は廃止したときの使用料の算 定は、<u>次に</u>定めるところによる。
  - (1) 使用日数が<u>1か月</u>以下の場合は、<u>1か月分</u>として計算する。ただし、使用日数が16日未満で、かつ、汚水量が基本水量の4分の1以下の場合は、基本使用料の4分の1とする。
  - (2) 使用日数が<u>1か月</u>を超え<u>2</u> <u>か月</u>以下の場合は、<u>2か月分</u>として計算する。ただし、使用日数が <u>1か月</u>を超え<u>1か月</u>と16日未満で、かつ、汚水量が基本水量の4 分の3以下の場合は、基本使用料 の4分の3とする。

(行為の許可)

第18条 法第24条第1項の許可を 受けようとする者は、申請書に<u>次に</u> 掲げる図面を添付して市長に提出し なければならない。許可を受けた事 項の変更をしようとするときも、同 でない。

3 (略)

(使用料の算定方法)

- 第15条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表3の区分による基本使用料と超過使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 2 (略)
- 3 使用月の中途において、使用者が 公共下水道の使用を<u>開始・休止、若</u> しくは廃止したときの使用料の算定 は、<u>次の各号の</u>定めるところによ る。
  - (1) 使用日数が<u>1月</u>以下の場合は、<u>1月分</u>として計算する。ただし、使用日数が16日未満で、かつ<u>汚水量</u>が基本水量の4分の1以下の場合は、基本使用料の4分の1とする。
  - (2) 使用日数が<u>1月</u>を超え<u>2月</u> 以下の場合は、<u>2月分</u>として計算 する。ただし、使用日数が<u>1月</u>を 超え<u>1月</u>と16日未満で、かつ<u>汚</u> 水量が基本水量の4分の3以下の 場合は、基本使用料の4分の3と する。

(行為の許可)

第18条 法第24条第1項の許可を 受けようとする者は、申請書に<u>次の</u> 各号に掲げる図面を添付して市長に 提出しなければならない。許可を受 けた事項の変更をしようとするとき 様とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の申請書の様式は<u>規則</u>で定 める。

(占用)

# 第20条 (略)

2 市は、前項の占用の許可を受けた 者から、羽生市道路占用料徴収条例 (昭和32年条例第1号)を準用す る占用料を徴収する。ただし、次に 掲げる占用物件については、この限 りでない。

 $(1) \sim (4)$  (略)

- 3 占用の期間は<u>、1年</u>以内とする。 (委任)
- 第24条 この<u>条例に</u>定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表3 (第15条関係)

基本使用料(2				超過使用料 (2		
か月につき)				<u>か月につき)</u>		
用道	7	汚水	料金	汚水排	料 金	
		排除		除量	( 1 立	
		量			方メー	
					トル当	
					たり)	
<u> </u>	股	(略)	(略)	(略)	(略)	
汚 🧷	水					
	公					
衆	谷					
場	亐					
水						

も同様とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の申請書の様式は<u>規則</u>で定め る。

(占用)

### 第20条 (略)

2 市は、前項の占用の許可を受けた 者から、羽生市道路占用料徴収条例 (昭和32年条例第1号)を準用す る占用料を徴収する。ただし、<u>次の</u> 各号に掲げる占用物件についてはこ の限りでない。

(1)~(4)(略)

3 占用の期間は<u>1年</u>以内とする。

(<u>規則への</u>委任)

第24条 この<u>条例で</u>定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は<u>規則</u>で定める。

別表3 (第15条関係)

基	本	使用料	(2	超過使用料		
7	か月	につき	き)			
用	途	汚水	料金	汚水排	料 金	
		排除		除量	(1 立	
		量			方メー	
					トル当	
					たり)	
_	般	(略)	(略)	(略)	(略)	
汚	水					
•	公					
衆	浴					
場	汚					
水						
水						

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

# 令和元年6月21日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明